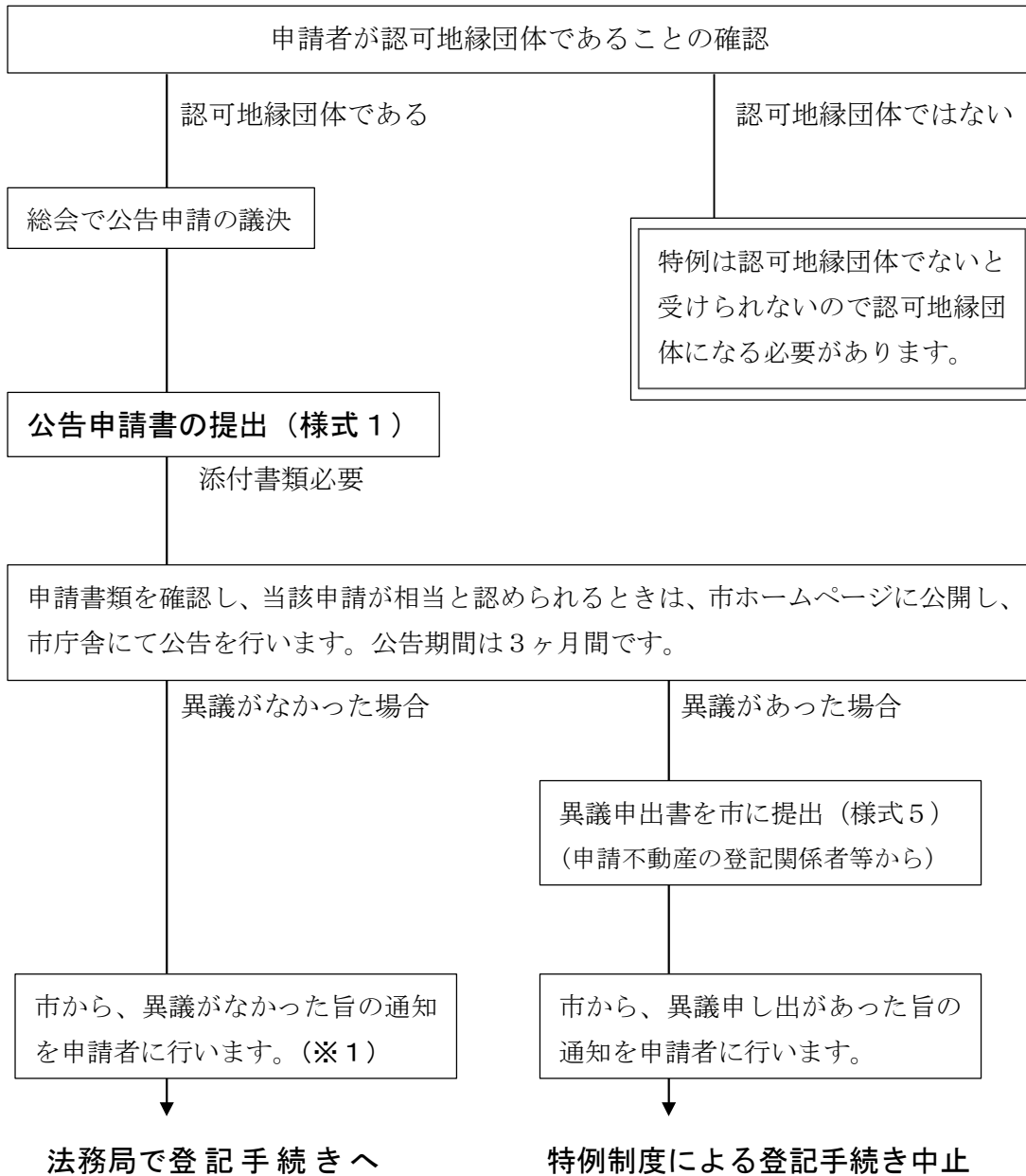


認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について説明フロー



（※1）市は公告をすることにより、登記関係者が期間内に異議を述べなかったことを証する情報提供をするだけであり、当該不動産の所有権の有無を確定するものではありませんのでご注意ください。